

令和4年4月14日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼市議会基本条例の検証と見直しについて  
(2) その他
- 2 調査の経過 4月14日に委員会を開催し、上記案件について協議した。  
魚沼市議会基本条例の検証と見直しを行った。  
行政視察については、今後協議していくこととした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 魚沼市議会基本条例の検証と見直しについて

#### (2) その他

2 日 時 令和4年4月14日 午後1時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、富永三千敏、大平恭児、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人、  
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 なし

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (13:30)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これから議事に入ります。

#### (1) 魚沼市議会基本条例の検証と見直しについて

富永委員長 日程第1、魚沼市議会基本条例の検証と見直しについてを議題といたします。

資料について事務局に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「魚沼市議会基本条例について」説明)

富永委員長 事務局長の説明について質疑をお受けしたいと思いますが、今ほど局長の説明があつたように、条文と逐条解説が同時に記載されています。質疑はありませんか。(なし)  
なければ、これから協議させていただきます。協議の方法ですが、今まで各委員から、見直した結果として、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくのか、それから、新たな取り組みを検討するのか、条文を改正するのか、またはその他ということ、意見をまとめて集計したものがこの資料であります。前回までの委員会の中で、基本条例の改正ではなく逐条解説で理解ができればいいのではないかという意見もありますが、私の考えとしては、逐条解説はあくまで解説ですので、必要ところはやはり、条例のほうで直していくべきではないかというふうに考えています。今日の進め方として、皆さんから意見が出ている

ところを順番に見直して1条ずつ議論していきたいと思います。課題、意見、検証結果等で意見の区分が書いてありますが、まず、先回の委員会での意見があった検証結果のところについてを先に議論させていただいて、次に課題に記載があるところをしたほうがいいのか、1条ごとに課題も検証結果も一緒に考えていったほうがいいのか、まず、そこを皆さんの意見をお聞かせください。

渡辺委員 私は、一つ一つ下がっていきながら順番ごとがいいと思っています。

佐藤委員 1条、2条と順番にやっていったらいいと思います。

富永委員長 提案がありましたので、そのような進め方でよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように進めさせていただきます。改正等の意見があった部分を中心に見直し、検証とします。

第2条第1項、渡辺委員から本会議での議案をインターネット上で公開した方がいいという意見がありましたが、確認ですが、提案されたときに、すでにインターネット上で公開すると、こういうことでしょうか。

渡辺委員 そうです。

佐藤委員 当局の方で準備ができればいつでも公開していただければ、それでいいのだろうと思います。条文に記載する必要はないと思います

渡辺委員 インターネットで議案を公表する、私は、ここまでを条例に書く必要はないと思っています。ただ、この公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことの中に、逐条解説で、その活動状況を積極的に公開するなど、とあるので、何とかそういうことを条例の中に入れられたらありがたいと思います。市民に開かれた議会を目指し、より多くの方々に見ていただく方法を常に検証するとか。

森島委員 私は、議会だより、議会報告会等できちんとやっていますので、私は条文のままが良いと思います。インターネット上で公開するというのは、佐藤委員の言ったように、それで良いと思います。

富永委員長 お二人の意見は、条文に書いてあるので、そういう風に捉えて、執行部側に議案の公開を要請するといった取組の仕方でいいという判断ですか。

森島委員 それでいいと思います。

渡辺委員 議会の皆さんの意見として、それをきっちりと執行部に求めていって、今後、そのような方向性になるのであればいいかなと思います。例えば、議案というのは、今後はデータ化されると思うので、そのときに、データ化されれば公開していくのはそう難しくないのかなと思いますので、そういう機会を狙って、しっかりとやっていただきたい。常に改善をしていくというところが必要と思うのです。どうしても条文を変えなければならぬとは言いません。それよりも実が大事です。提案の時期ですが、考え方をどう整理するかだと思っています。議会へ提案したときにするのか、ある議会では、執行部としては、提案時ではなく、議員に議案書を送るときに公表しているという考え方でアップしていると聞いたことがあります。

富永委員長 執行部側の考え方もあるかと思いますが、議員に送付した時を公開したと判断するのか、正式に議場で説明をして、提案したときと考えるのかということですので、それも含めた中で執行部と協議させていただきます。

佐藤委員 今は紙ベースでいただきますが、差し替えがあると本会議当日に訂正とかありま

す。先にそういった文書を出してしまうと、おかしなことになってしまうので、当局側が議案書を送付したときではなくて、提案があった段階で公表という流れにするべきだろうなと思います。

関矢議長 これを出した意味というのは、一般市民にこういう議案が今回提案されるので、興味をもった人から傍聴に来ていただくという意図があるので、それも合わせて、執行部側と協議させていただきたい。

富永委員長 では、議案の公開については、積極的に取り組むように執行部側に申入れをするということを議長にお願いするという方向性でよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。

次に、第3項について協議します。渡辺委員補足説明をお願いします。

渡辺委員 特に決算のときですけれど、せっかく執行部がつくっているのに、事務事業評価が使えませんので、是非活用できるようにしていただきたいです。

富永委員長 では、これにつきましては、条文及び逐条解説の改正はなしとし、執行部に活用できるように事務事業評価を早めに提出してもらうこと、それについての質疑もしたいということを執行部に申し入れることとします。

佐藤議会事務局長 説明資料の改善はお願いしてはあります。

富永委員長 確認の意味で議長のほうから伝えていただくということでもよろしいでしょうか。(異議なし)そのように決定しました。次に第6項について補足説明をお願いします。

大桃委員 今回、広報広聴の部分が新たに加えられたということで、議会報告会に臨んでいますが、今までに広聴の部分も新たに文言として付け加える必要があるのではないかとということで上げさせていただきました。

富永委員長 個々の部分については、先回の議運で第7条に包含するというように良いでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。

第4条、会派について議題とします。渡辺委員に補足説明を求めます。

渡辺委員 条文変更ではないですが、今、協議していただきたいです。

森島委員 基本的な理念を共有するということですので、二人以上という内規のとおりでいいと思います。

渡辺委員 場合によっては公党があると。それにつながる、共有するような意見を述べるといふようなところもありますし、こちらの議会では認めていませんが、認めている議会もあります。党公認の方もいますので、いつまでもそうではないという考え方ではなくて、今後のために研究していただいて、考えていただければお願いいたします。

富永委員長 次に、第6条第2項についてです。先ほどの考え方で、条文改正しなくても良いのかなと思いますがいかがでしょうか。

渡辺委員 私は、必要があればを入れなくてよいと思います。議会改革に後退するようなイメージがあります。こういう制度があると市民に周知するのは、ひとつの手かなと思っています。

佐藤委員 この広聴会、参考人の制度があるというのは今でも活用されていますし、これが市民に広く周知されているかどうかというところはあれですが、議会とすれば必要があればその体制をとっているのでもいいのですが、常にこういう形では、また、いかがかなと。参考人や、公聴会をしなければならないということが常について回るとこれも大変なので

はということで、この必要があればという言葉を入れたらどうだということで言ったところでは、

渡辺委員 法律をつくるときの言い回しでしかないと思っているのですが、努力義務というのは、できるだけ活用してやりましょうということなので、例えば、これをできる規定にしてしまえば、努めるよりは柔らかくなります。できる規定、努力規定、義務規定になるわけです。

森島委員 今ほど佐藤委員が言われましたが、必要があればということの認識を皆さんから確認をしてもらっていけば、地方自治法にはそういうことで明記されていますので、必要があるということで、皆さんがこの部分を認識してもらおうという意味です。条文は改正しないでもいいと思います。

富永委員長 第6条の第3項の補足説明を求めます。

渡辺委員 これも条文改正は必要ありません。先進地を参考にしながら、請願の書き方を公開しているところもありますので、住民の皆さんが自分たちの思いをどこにどうやってつなげていけるのかということをお知らせしていくような提示があってもいいかと思います。

富永委員長 第7条第1項議会報告会に広聴機能の強化を付け加えさせていただきましたが、いかがでしょうか。

渡辺委員 議会報告会を開催するになっているので今、広聴会、市民の声を聞く会が今は議会報告会とセットです。議会報告会や、市民の声を意見を広く聞く公聴会を開催すると、必ずしもセットでなくてもいいのですが。

富永委員長 今までの議論の仕方を取り入れれば、議会報告会にはそういうのがあればこのままでいいし、市民の声を聞く会がこうだと理解できればいいですが。

佐藤委員 6条の参画に入れているので、どういう題名でその会を開くかは別にして、6条にあるので、7条の議会報告会に書き足す必要はないと思います。

渡辺委員 議会報告会なので、必ず、議案審査と審議をしなければならぬとあります。年に2回するとして、1回は審議の報告、1回は全くの意見交換会の開催もできるみたいにしたほうがいいのではないかと思います。

森島委員 広く捉えるべきだと思います。運用面でどうするのかと、我々が市民に開かれた議会をということで議会報告会を開催するというのが一番重みがあるということだろうと思いますので、条文そのものを変える必要はなくて、運用面の中で市民に丁寧に説明するというので、議会報告会ということで対応していけばいいと思います。

富永委員長 そうしますと、条文は変更しないで、このままでよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。

第7条の逐条解説については、議会運営委員会とあるところ、広報広聴特別委員会に改正させていただくことに異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

第10条についてです、意見はありませんか。

渡辺委員 今、基本構想の策定と変更のみですが、これまでの議会に対する色々な執行部側の提案の仕方をみていると、議決事件ではないがために、出来上がってからはしか見せてくれないこともあったことから、議決事件にすることはもうちょっと考えた方がいいと思うので、別に定めるとか、そういう言い方にして今後検討していくようなことにしていくことができればありがたいなと思います。

関矢議長　この基本条例をつくるときに、自治法で基本構想をつくらなくてもいいと変更され、総合計画をつくるときに議決権が何もなくなるだろうということで、基本構想をつくらせて、その下の基本計画も議会の議決がいるということで議会側の案はできたのだけど、執行部との協議をした結果、基本計画は簡便してくれということで折衝して、基本構想のみを議決案件としました。基本計画を議会側は求めたけど、執行部側から賛成されずに基本構想のみとなった経緯があります。

渡辺委員　基本構想だけでなく、基本計画も入れるのと、2項で定めるところの議決事件を別に私たちが定められるような形にしていけたらいいかなと思います。

富永委員長　基本構想及び基本計画を事件の中に入れたほうがいいということですね。

佐藤議会事務局長　改正する、しないにしても、さきほど議長が言われたように、これは執行部と話をする件なので、今結論を出すのは無理がある。切り離して、これだけを執行部と協議のほうがいいと思います。

佐藤委員　もし、条文を改正するのであれば、議決案件は別に定める、とここに書いていて、要綱でやっていくという形がとれるのであれば都度、変更していても条文に響かないということだと思います。

富永委員長　現段階ではこのままにしておいて、基本計画等も議決事件にすることが可能か、執行部と協議を進めということによろしいでしょうか。（異議なし）そのように、決定しました。

次に第15条政務活動費について協議します。

大平委員　何か問題が起きて改正の必要が生じたのであれば別ですが、現状ではこのままで良いと思います。

富永委員長　条文を改正しないというご意見ですが、そのように変更しないでよろしいでしょうか。（異議なし）そのように、決定しました。

15条第2項についてですが、改正をしないで原文のままでよいでしょうか。（異議なし）そのように決定しました。

第19条ですが、これにつきましても、条文の改正ではなく、引き続き取り組んでいくことによろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。

第21条です。大桃委員に補足説明を求めます。

大桃委員　毎年毎年の災害等を考えると、災害のときに、災害対策本部を設置するだけではなく、議員として、中断するのではなくて、つながって活動できるという内容を付け加えるべきだろうなということで上げさせていただきました。

富永委員　別資料が出ていますので、議会事務局長から説明します。

佐藤議会事務局長　（資料「情報提供　オンライン開催、35団体が実施＝地方議会の委員会」について説明）

富永委員長　この説明に質疑はありませんか。

渡辺委員　本人の確認が難しいという話がありましたが、どういことでしょうか。

佐藤議会事務局長　この資料ではないのですが、オンライン開催の状況ですとか、これについて、課題が集約された資料がありました。のちほど引き出しに資料を入れさせていただきます。

富永委員長　この対応についてはいかがでしょうか。

渡辺委員　やはり、今回、私も濃厚接触者が家族に出て休まなければならなくなりました。  
2回委員会を欠席したのですが、そういったことも、もし、オンラインで委員会に参加することができれば、可能になるのであれば、是非、検討していただいて、条文も改正しなければならぬのであれば改正し、災害対応というところで規定していただきたいと思  
います。

関矢議長　これからペーパーレスになって、女性の育児等の場合も非常に良いと思いますが、今すぐにはできない。デメリットもあるので、検討、勉強して取り組んでもらえればいいかと思  
います。

富永委員長　これを改正するというのではなく、今後研究しながら、条例等も改正も含め  
て検討していくと。

渡辺委員　委員会条例については、いつ災害があるとも限りませんので、早い段階で検討に  
入っていただけたらと思います。

富永委員長　それでは、これについても、変更なしということで現段階ではいきたいと思  
います。まとめとして、今回のところでは、条例部分は改正をしないで、逐条解説の第7条  
第2項変更ということによろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。

## (2) その他

富永委員長　日程第2、その他を議題とします。行政視察について、意見を聞きたいと思  
います。ここでしばらく休憩とします。

休　　憩 (14 : 31)

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開 (14 : 33)

富永委員長　休憩を解き、会議を再開します。委員長、副委員長に任せていただきますが、  
いまほどのご意見を踏まえて20日までに各自で内容等お聞かせください。その他の件で  
何かありませんか。(なし) ないようですので、以上といたします。会議録の調製につい  
ては委員長に一任願います。これで本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉　　会 (14 : 35)